

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和4年1月30日～2月20日)

福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で急激に感染が拡大しています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置		
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】	
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村
	令和4年1月27日(木) ～2月20日(日)	令和4年1月30日(日) ～2月20日(日)
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項	

令和4年1月28日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

福島県まん延防止等重点措置 発出中

— 自分自身と大切な人の命を守るために —

基本的な感染対策を徹底しましょう！



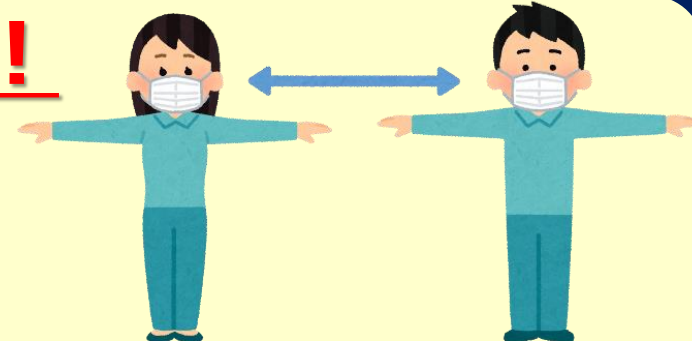
外出・会話時はマスクを
正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなど
こまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m
（最低1m）取りましょう

**大人数・長時間の飲食
は、控えてください！**



**県をまたぐ 不要不急
の移動は、極力控えて
ください！**



**発熱や喉の痛みなど
症状がある場合は、
外出を控えましょう！**



**テレワーク・Web
会議を活用してください！**



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は ➡ **受診・相談センター（24時間対応）0120-567-747**